

第 6478 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 10日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 社会保険料を延滞した場合

**Q** : 延滞していた社会保険料を支払ったら延滞金が課せられました。この延滞金は、どのような取扱いになるのですか？

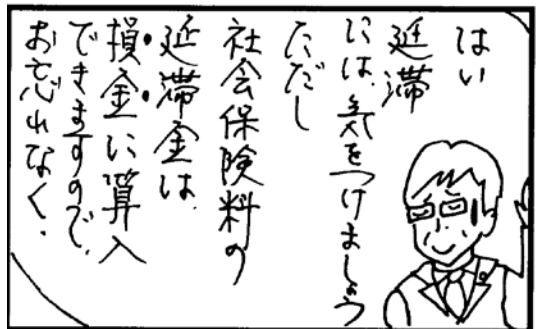
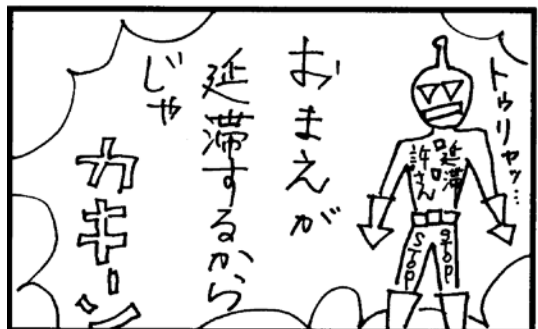
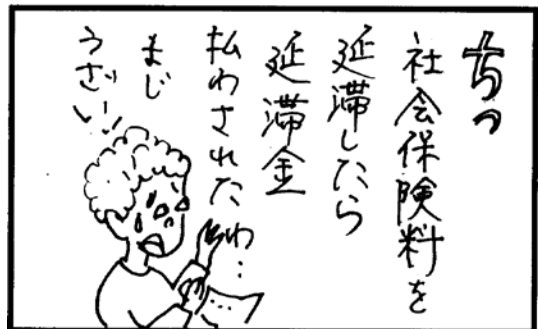
**A** : 次のような取扱いになります。

### 【解説】

法人税法では、不正行為等に係る費用等の損金不算入で次に掲げるものは、損金の額に算入しないと規定しています。

- イ. 国税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税並びに印紙税法の規定による過怠税
- ロ. 地方税法の規定による延滞金(納期限の延長にかかる延滞金を除く)、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金
- ハ. 罰金及び科料(通告処分による罰金又は科料に相当するもの及び外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するものを含む)並びに過料
- ニ. 国民生活安定緊急措置法の規定による課徴金及び延滞金
- ホ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による課徴金及び延滞金
- ヘ. 金融商品取引法第六章の二(課徴金)の規定による課徴金及び延滞金
- ト. 公認会計士法の規定による課徴金及び延滞金

したがって、社会保険料の延滞金はこれらに含まれていませんので、損金の額に算入することが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】